

## 大崎町地域包括支援センターだより

問 大崎町地域包括支援センター  
☎471-7828

### ◆暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「高額療養費制度」について取り上げてみたいと思います。

●相談内容…年金暮らしの両親が1か月の薬代を夫婦で1万円程支払っています。申請をすれば安くなる可能性があると言われましたが、どのような方法で申請すればよいのでしょうか。

●対応策…高額療養費制度について説明します。

◎「高額療養費制度」とは

医療費の家計負担が重くならないよう、ひと月に医療機関や薬局の窓口で支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。また、70歳以上の方は、自己負担額を世帯で合算することもできます。

◎ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず役場窓口で「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

詳しくは、大崎町役場保健福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。

## みんなで支える介護保険

問 保健福祉課 介護福祉係  
☎476-1111(141・142)

### ◆障害者控除について

確定申告をされる方で、介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている家族のいる方については、『障害者控除』の対象になりますので、保健福祉課介護福祉係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。なお、申請書類をもとに調査を行いますので、認定書については後日郵送で交付いたします。（窓口では申請書の提出のみとなります）

※障害者控除対象者の認定は、原則として12月31日における現況により判断するものとなるため、交付は1月以降になります。

**認定されると・・・所得税や住民税の控除が受けられます！**  
**（要支援1～2の方は対象外）**

要介護認定を受けている方は申請しましょう！

#### ■障害者控除の判断基準

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1～要介護2	障害者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる	40万円	30万円

